

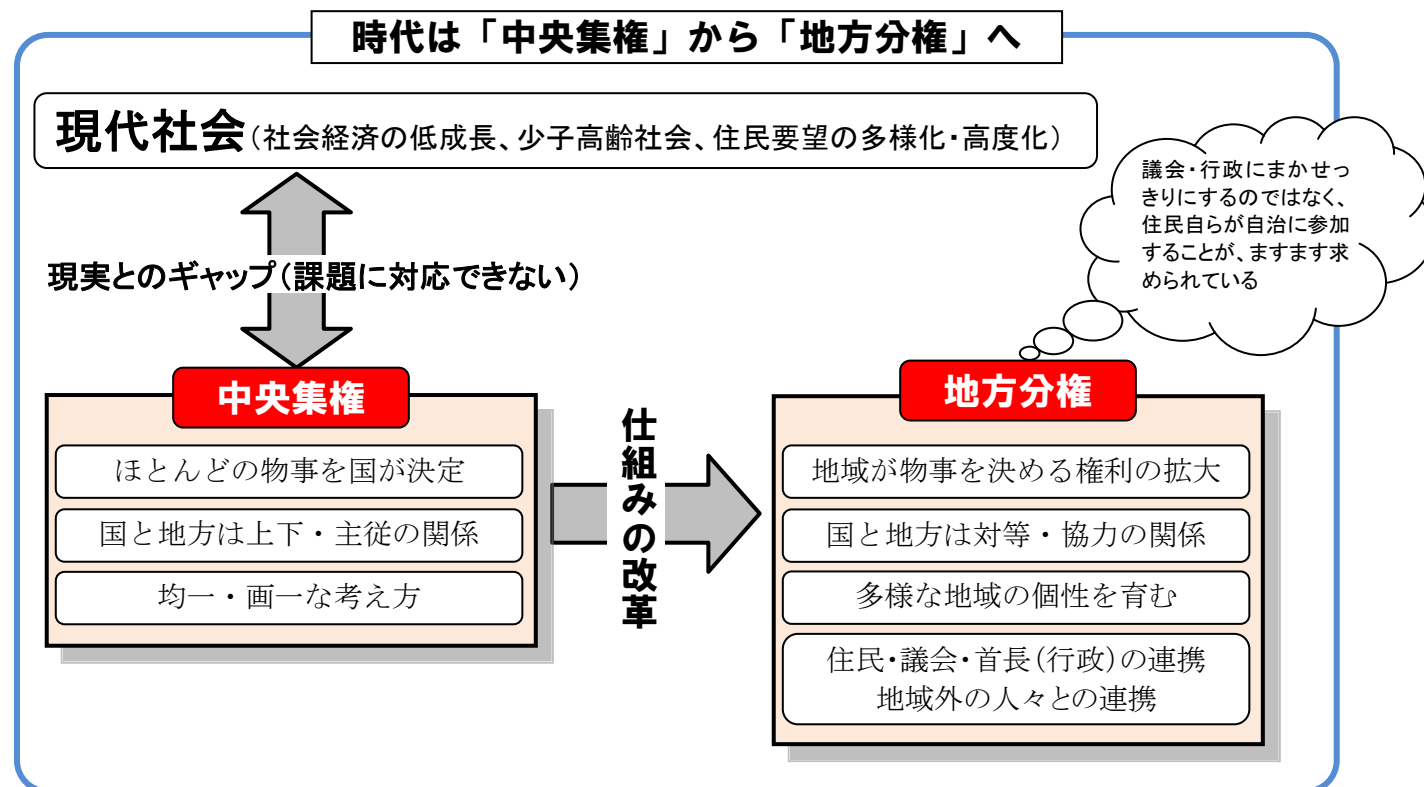


私たちのまちをつくるルール 八雲町自治基本条例

中学校 社会科 (公民)

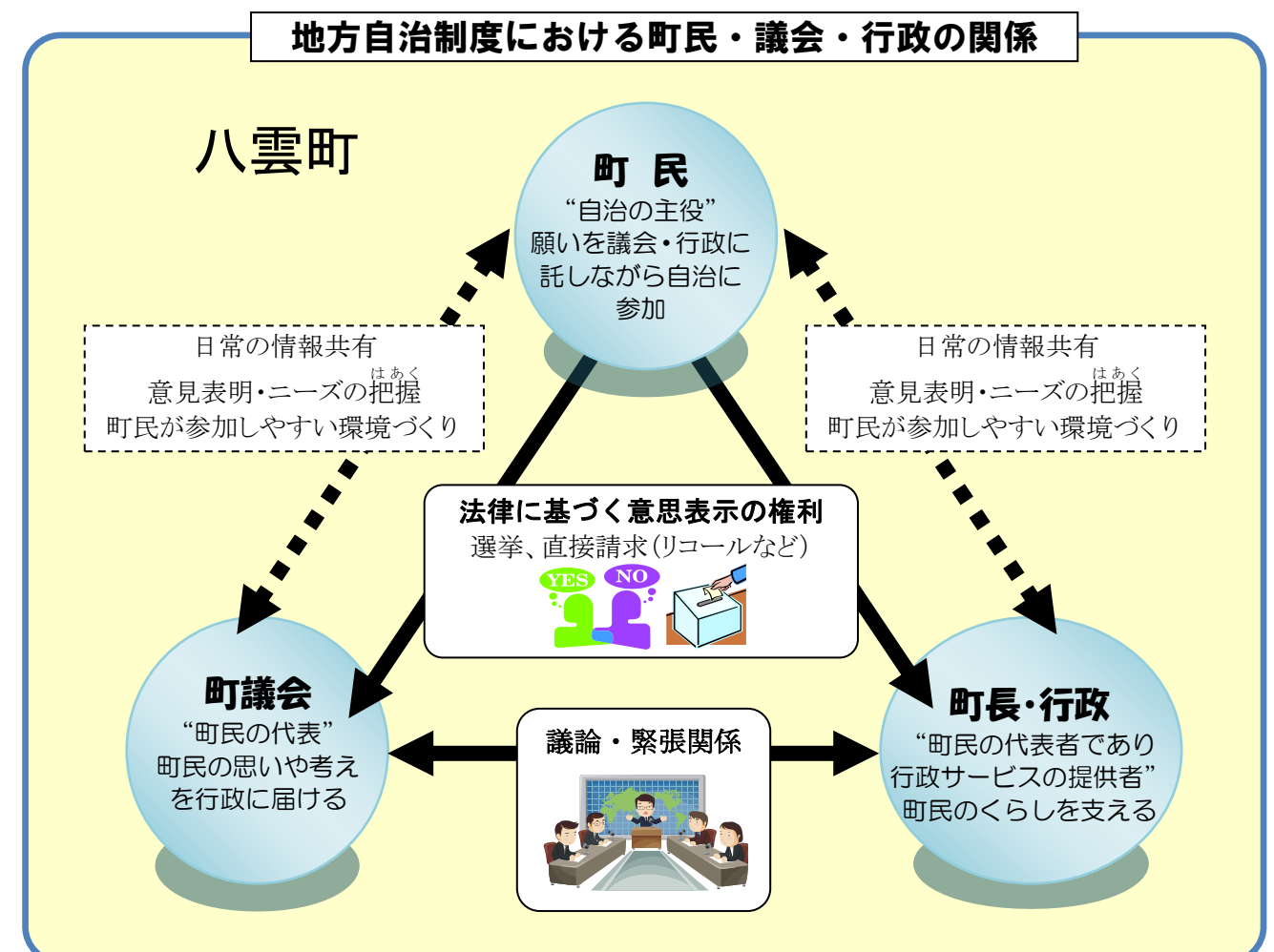
1 地方自治の変化～中央集権から地方分権へ

- (1) 地域（八雲町）の身近な課題を町民・議会・行政が協力し合いながら解決し、特色を生かしながら、暮らしやすいまちとなるよう環境を整えることを地方自治と言います。
- (2) これまでのわが国の行財政は、中央集権の考え方を強くしていました。中央集権の特徴は、国の号令で全国の都道府県、市町村が一斉に同じことに取り組むため、全国一律に行政サービスを誕生させ、また、その水準を向上してきました。しかし、地域にはそれぞれの歴史や風土などの特徴があり、課題も様々です。また、経済の低成長による財政難もあって、地域の様々な物事に国が強く関与して、一律に解決していくことが難しくなってきました。
- (3) そこで生まれたのが「地方分権」の考え方です。地域の身近な課題の解決は、地域の住民・議会・行政にゆだねていくことを地方分権と言います。地方分権の浸透によって、国の関与が大きく減ることから、地域が自ら考え行動し、責任を果たしていく社会が求められています。



2 地方自治の基本的な仕組み

- (1) 地方自治の基本的な仕組みを「二元代表制」と言います。地域に住む住民が議員と首長（八雲町では町長）を選挙で選びます。選挙で選ばれた議員は議会を組織し、首長が政策を行うために必要とする費用（予算）やルール（条例）を決めるほか、仕事の進め方のチェックなどを行います。議会と首長は、互いに議論し合いながら、まちづくりの方向性を決定します。
このように、議会と首長がお互いに地域の人々の声を聞きながら、緊張感をもって自治を行うことに、二元代表制の特徴があります。
- (2) 議員及び首長の選挙は、基本的に4年ごとに行われます。私たち住民は、様々な願いを議員や首長へ託します。選挙を通じて願いを託すことを信託と言います。では、私たち住民は、4年ごとの選挙の時だけしか自治に対して意見を言うことができないのでしょうか。地方分権の社会では、議会と首長だけが自治を行うのではなく、住民や近隣の人々も巻き込んで、議会や行政に参加し、意見を表明することや政策の実行にかかわることが必要です。
このほか、住民には、一定数の署名を集めることによって首長や議員を解職する請求（リコール）などを行う権利が法律によって保障されています。



3 八雲町の自治を発展させる自治基本条例

自治基本条例は、八雲町の自治を進めるためのルールです。八雲町をもっとすばらしいまちにするためには、自治を進める上でのルールをみんなが守り、いろいろなアイデアを出しながら実行していくことが大切です。自治基本条例のポイントは、次の5つです。

(1) 自治の主役は町民

自治の主役は、町民です。町民が議員（町議会）と町長を選挙で選び、町民一人一人では行うことのできない部分を町長（行政）と町議会が実行します。町長と町議会は、町民の声や願いを聞きながら、住みよいまちにするための仕事をします。

自治基本条例では、町民が主役となるために、町民の権利を定めています。

- ① 町民は、議会及び行政が保有する情報について、知る権利を有します。
- ② 町民は、町政に参加する権利を有します。
- ③ 町民は、町政について意見を表明し、提案することができます。
- ④ 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。
- ⑤ 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。



(2) 自治（まちづくり）の目標

- ① 町民・議会・行政が協力し合いながら考え、行動し、安心して暮らせる八雲町をめざします。
- ② 協働を大切にしながら問題を解決し、常に進歩する八雲町をめざします。
- ③ 自治の活動を次の世代にしっかりと引き継いでいきます。

(3) 情報の共有

町議会や行政だけが情報を持っているようでは、町民が主役の自治はできません。大切な情報を、お互いに交換しながら、自治を進めていきます。

(4) 町民の参加（町議会や行政への参加）

町議会や行政だけが自治を行うまちには限界が見えています。町民がしっかりと町議会や行政に参加し、意見を言うことなどを通じて、町民の思いを実現する行政サービスを行うことができます。町民が参加しやすい町議会や行政にするためのルールが書かれています。

(5) 協働

協働は、町民・町議会・行政がお互いに知恵と力を合わせて、同じ目的に向かって協力することを言います。今までもこの考え方を大切にしてきましたが、いろいろな活動を行う上で、これからもこの考え方を大切にしていく必要があります。

一人一人の力は小さいかもしれませんが、みんなが集まって協力し合えば、大きな力が生まれます。

4 自治基本条例で参加が変わる

自治基本条例では、行財政の運営に町民が積極的に参加することができる制度を定めています。これは、よりよい自治を進めていくためには、行財政の運営を行政と議会に任せっぱなしにするだけではなく、町民の声を反映させていく必要があります。

町民の権利として「参加の権利」を定めています。この権利を保障するため、具体的な制度を定めています。町長（行政）は、条例で定められたことを実行しようとするときは、必ず町民が参加できるように義務づけ（約束）しています。また、寄せられた意見を検討し、行財政運営に生かしていくことを定めています。

【町民の参加を求めるもの】

- (1) 八雲町にとって重要な計画を作るときや変更するとき
 - (2) 町民に何かを義務づけたり、権利を制限する条例を定め、変更し、廃止するとき
 - (3) 多くの町民が利用する公の施設（税金を使った建築物）の利用方法に関する事項（利用時間・利用料金など）を決定するとき
 - (4) 公の施設（税金を使うもの）の新築、大規模な改良、廃止のとき
 - (5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき
 - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき など
- ※ 一部、別の決まりで定めている部分を除きます。

町民の参加を求めるものの例

- ・温水プールの営業時間を変更しようとするとき
- ・小学校の改築をしようとするとき
- ・小牧荘を廃止しようとするとき

【町民参加の方法】

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 町民意見の公募（パブリックコメント）
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

町民参加の方法の例

(町民参加の方法の例)

- ・八雲小学校の改築にあたって、改築検討委員会を設置して、町民の方々から意見を頂きました。
- ・あかしや保育園の改築について、地域の方々と意見交換会を行いました。
- ・公営住宅の今後の管理などに関するアンケート調査を行いました。

注目!! 私たち中学生に関することも条例には書かれています

(第13条第5項)

満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。

中学生でも参加できることがあります。町民の意見を求める際に、年齢制限を求めないものもあるので、積極的に意見を述べることができます。

また、「やくも少年少女ゆめ議会」は、町議会と町長との議論を体験する貴重な会議となっています。ゆめ議会で質問された項目も、まちづくりの参考にしています。

八雲町自治基本条例 前文

八雲町は、北海道の南に位置し、日本海と太平洋の二つの海を有する自然の恵み豊かなまちです。平成17年(2005年)10月に、それぞれの歴史を刻んできた八雲町と熊石町が合併し、新しいまちが誕生しました。

八雲町に暮らし、働き、学ぶ私たちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を継承し、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、八雲町民憲章の理念を尊重し、力強くまちづくりを進めていかなければなりません。私たちを取り巻く社会の環境や人々の価値観が刻一刻と変化する中で、まちづくりとは何か、自治とは何かが問われています。

私たちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのは私たち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちを治めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを守り育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、ここに八雲町自治基本条例を定めます。

(平成22年3月23日条例第3号)